

改正

平成24年9月11日要綱第43号
平成26年9月4日要綱第28号
平成27年4月20日要綱第17号
平成27年11月10日要綱第40号
平成28年2月19日要綱第1号
平成31年3月11日要綱第7号
令和2年3月31日要綱第23号
令和3年3月29日要綱第17号
令和4年3月30日要綱第30号
令和5年2月13日要綱第19号
令和5年3月31日要綱第44号
令和6年3月29日要綱第41号

播磨町住宅リフォーム助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、播磨町（以下「町」という。）内の施工業者を利用して住宅リフォームを行う町民に対し、その費用の一部を助成することにより、住環境の向上に資するとともに、町内産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のもの及び建築設備を含む。）をいう。
- (2) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (3) 併用住宅 建築物に個人住宅部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等（以下「非個人住宅」という。）の部分がある建築物をいう。
- (4) 集合住宅 個人住宅部分と非個人住宅部分があり、それぞれが区分登記されており、かつ、個人住宅部分、非個人住宅部分及び玄関その他の共用部分が独立した建築物をいう。
- (5) 住宅等 第2号から前号までに掲げる建築物及び当該建築物の附属施設をいう。
- (6) 改修工事 住宅等の機能の向上のために行う増改築、修繕、模様替え及び設備改善をいう。
- (7) 施工業者 改修工事を行う町内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 播磨町に住民登録を有する者であること。
- (2) 助成を受けようとする改修工事について、町の他の制度による助成（播磨町移住定住促進住宅リフォーム助成金交付要綱（令和5年要綱第20号）及び播磨町住宅耐震推進事業補助金交付要綱（平成29年要綱第20号）の規定によるものを除く。）を受けていない、又は受けようとしなない者であること。
- (3) 町税等を滞納していない者であること。
- (4) 既にこの要綱による助成金の交付を受けた者でないこと。
- (5) 播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（助成対象住宅等）

第4条 助成の対象となる住宅等は、助成対象者が居住する個人住宅とする。この場合において、併用住宅にあつては自己の居住部分に限るものとし、集合住宅にあつては個人の専有部分に限るものとする。

（助成対象工事）

第5条 助成の対象となる改修工事（以下「助成対象工事」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす工事とする。

- (1) 施工業者を利用する工事
- (2) 工事に要する経費が200,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）以上の工事
- (3) 第8条第1項に規定する助成金の申請を行う日までに着手していない工事
- (4) 第8条第2項に規定する交付決定を行う日の属する年度の末日までに完了する見込みがある工事

2 前項第2号に規定する工事に要する経費は、総工事費から次に掲げる費用を控除して得た額とする。

- (1) 土地購入費用
- (2) 広告看板等の設置費用
- (3) 工事用機械、工具等の購入に関する費用
- (4) その他町長が助成対象工事とすることが適当でないとする工事に要する費用

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、予算の範囲内で、助成対象工事に要する経費の100分の10に相当する額（当該100分の10に相当する額が100,000円を超えるときは、100,000円）とする。

2 前項の規定にかかわらず、併用住宅について、屋根、外壁等居住部分の改善に当たって非居住部分を含めた建物全体の改修が必要であるときにおける助成金の額は、工事に要する経費に居住部分の床面積を非居住部分を含めた建物全体の床面積で除して得た数を乗じて得た額の100分の10に相当する額（当該100分の10に相当する額が100,000円を超えるときは、100,000円）とする。

3 前2項の場合において、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(助成回数の制限)

第7条 前条に規定する助成金の交付は、同一住宅等について1回とする。

(助成申請及び交付決定)

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、播磨町住宅リフォーム助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事見積書及び設計図面
- (2) 施工予定箇所の写真
- (3) その他町長が特に必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付を決定したときは、播磨町住宅リフォーム助成金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、助成金の交付の目的を達成するため、助成金の交付決定について必要な条件を付すことができる。

4 申請者は、決定通知書を受けるまで助成対象工事に着手してはならない。

(権利譲渡の禁止)

第9条 前条第2項の規定により決定通知書を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請事項の変更及び承認)

第10条 助成決定者は、その申請事項について、変更又は廃止が生じたときは、速やかに播磨町住宅リフォーム助成金変更申請書（様式第3号）に、第8条第1項各号に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、必要があると認めるときは、既に決定した助成金の額を変更することができる。

3 町長は、前項の規定により助成金の額を変更したときは、播磨町住宅リフォーム助成金変更決定通知書（様式第4号）により、その旨を助成決定者に通知するものとする。

(状況報告及び実地調査)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、助成金の交付の対象となった工事（以下「助成決定工事」という。）の遂行状況に関し、助成決定者、施工業者その他の工事関係者に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

(実績報告)

第12条 助成決定者は、助成決定工事が完了したときは、速やかに、播磨町住宅リフォーム助成実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事代金の支払が確認できる書類（領収書等）
- (2) 施工箇所の写真

(3) その他町長が特に必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による報告について必要があると認めるときは、助成決定者、施工業者その他の工事関係者に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

3 町長は、前項の規定による報告又は実地調査の結果、助成決定工事の実績が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講じるよう助成決定者に命ずることができる。

(助成金の請求及び交付)

第13条 助成決定者は、前条の規定により実績報告書を提出し、町長の審査を受けた後、播磨町住宅リフォーム助成金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の助成決定者からの請求に基づき、助成金を交付する。

(決定の取消し)

第14条 町長は、助成決定者が次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 助成決定工事を承認なく変更し、又は廃止したとき。

(3) 虚偽その他不正の行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第15条 助成決定者は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消された場合において、助成金が既に交付されているときは、町長の定める期間内に、当該助成金を返還しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(助成対象者についての経過措置)

2 施行日から外国人登録法(昭和27年法律第125号)の廃止日の前日までの間の助成対象者の要件については、第3条第1項第1号及び様式第1号中「住民登録」とあるのは「住民登録又は外国人登録」とする。

附 則(平成24年9月11日要綱第43号)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成26年9月4日要綱第28号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年4月20日要綱第17号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年11月10日要綱第40号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月19日要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月11日要綱第7号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日要綱第23号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日要綱第17号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日要綱第30号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月13日要綱第19号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日要綱第44号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日要綱第41号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

決定の取消し

- ・不正行為や違反行為が確認されたときは、交付決定を取り消し、交付した助成金を返還していただく場合があります。
- ・助成決定者が助成対象者でないことが判明したときは、交付決定を取り消し、交付した助成金を返還していただく場合があります。

【参 考】播磨町住宅リフォーム助成金交付要綱（抜粋）

（助成対象者）

第3条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- （1）播磨町に住民登録を有する者であること。
- （2）助成を受けようとする改修工事について、町の他の制度による助成（播磨町住宅耐震推進事業補助金交付要綱（平成29年度要綱第20号）の規定によるものを除く。）を受けていない、又は受けようとししない者であること。
- （3）町税等を滞納していない者であること。
- （4）既にこの要綱による助成金の交付を受けた者でないこと。
- （5）播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

播磨町長 様

申請者 住 所： _____

民 名： _____

電話番号： _____

播磨町住宅リフォーム助成金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた播磨町住宅リフォーム助成について、次のとおり申請事項を変更したいので、播磨町住宅リフォーム助成金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

助成申請額	円
工事物件所在地	
工事内容	
変更内容	
見積金額	円（税抜き）
予定工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
施工業者	住所又は所在地：
	氏名又は名称：
添付書類	・ 工事見積書及び設計図面 ・ その他（ ） ・ 施工予定箇所の写真

播磨町長 様

申請者 住 所： _____

民 名： _____

電話番号： _____

播磨町住宅リフォーム助成実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた播磨町住宅リフォーム助成について、工事が完了したので、播磨町住宅リフォーム助成金交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

助成決定額	円
工事物件所在地	
工事内容	
工事金額	円（税抜き）
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事完了証明 （施工業者が記入のこと）	<p>上記のとおり改修工事が完了したことを証明します。</p> <p>播磨町長 様</p> <p>住所又は所在地： 氏名又は名称： 電話番号：</p>
添付書類	<p>・ 工事代金の支払が確認できる書類（領収書等） ・ 施工箇所の写真</p> <p>・ その他（)</p>

様式第6号 (第13条関係)

播磨町住宅リフォーム助成金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた播磨町住宅リフォーム助成金について、播磨町住宅リフォーム助成金交付要綱第13条第1項の規定により請求します。

金 _____ 円

年 月 日

播磨町長 様

申請者 住 所 : _____

氏 名 : _____ ㊟

(振込先)

金融機関名 : _____

本支店名 : _____

口座種目 : _____

口座番号 : _____ (7桁)

ふりがな
口座名義 : _____